

## はじめに

平成29年の県下の交通情勢は、交通事故の発生件数と負傷者数は前年に続いて減少しましたが、交通事故死者数は55人と前年より2人増加となりました。

このなかで、65歳以上の高齢者が関わる交通事故死者数は29人と前年より3人増加し、全死者数の半数を超えています。

また、死亡事故の形態別では「人対車両」が、状態別では「歩行中の死者」が3割を占めるとともに、自動車乗車中の死者のシートベルト着用率はわずか47.6%でした。

公益財団法人滋賀県交通安全協会は、こうした現状を踏まえ、さらに交通事故のない安全、安心な湖国滋賀を実現するために、県民の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践に結びつけることを目指し、幼児から高齢者まで全県民を対象とした幅広い交通安全活動を積極的に展開します。

平成30年度も、

- ① 高齢者及び子どもの交通事故防止
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保
- ④ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶

を活動の重点として、各地区交通安全協会と連携、協働し、安全・安心な交通社会の実現に取り組みます。

第1 交通安全対策事業

| 実施項目                                       | 実施細目   |
|--|--|
| <p>1 交通マナーと交通安全意識を高めるための積極的な街頭啓発事業の実施</p>  | <p>1 交通安全指導及び広報・啓発活動<br/>別紙に掲げる各期の交通安全運動等における推進事項<br/>(1) ラジオ放送等各種の広報媒体を活用した広報啓発<br/>(2) 県協会ホームページやフェイスブックを活用した広報<br/>(3) 機関紙「おうみの交通」の定期発行（年4回、約5万枚）<br/>(4) のぼり旗や看板等の掲出<br/>(5) 関係機関・団体と連携した通学路及び思いやりゾーン等における街頭指導啓発活動<br/>(6) 交通安全フェア、イベント開催等を通じた広報啓発活動<br/>(7) 更新申請者等の来庁者に対するデジタル案内板等を活用した啓発</p> <p>2 交通安全教育コンクールの開催<br/>交通安全教育コンクール滋賀県大会を開催し、各地区交通安全教育チーム等のレベルアップを図る。（平成30年11月頃予定）</p> <p>3 地区ボランティア等に対する研修会の開催<br/>各地区のボランティア等を対象とする研修会を開催し、そのレベルアップを図る。</p> <p>4 交通事故多発警報等の発令に伴う対策<br/>(1) のぼり旗や看板等の掲出<br/>(2) 更新時講習受講者等に対する周知徹底<br/>(3) 広報車による街頭広報</p> |
| <p>2 高齢者及び子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</p> | <p>1 子どもに対する交通安全対策<br/>(1) 「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）」による幼稚園児、小学生等に対する参加・体験・実践型の交通教室の開催<br/>(2) 新入学（園）児に対する啓発活動の実施</p> <p>2 高齢者に対する交通安全対策<br/>老人クラブ連合会の会合や各地域で開催されるイベントを利用した参加・体験・実践型の交通教室等の開催</p>  |
| <p>3 自転車利用者に対す</p>                         | <p>1 自転車事故防止活動</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>るルールの周知と安全教育の推進</p>                    | <p>(1) ルールとマナーの向上</p> <p>ア 自転車シミュレーター等を活用した出前型の自転車交通安全教室の開催</p> <p>イ 街頭指導を通じて、「自転車安全利用5則」など、交通ルールとマナーの周知</p> <p>(2) 自転車の安全点検（TSマーク）の普及促進</p> <p>自転車組合との連携のもと、自転車の量販店に対し、自転車安全整備店登録の働きかけの強化による自転車の安全点検（TSマーク）の普及促進</p> <p>(3) 自転車会員制度の加入促進</p> <p>自転車利用者の安全運転意識の高揚と事故防止を目的とする自転車会員制度の広報啓発活動を強化し、「滋賀のけんみん自転車保険制度」の加入促進を図る。</p> <p>(4) 自転車の交通安全教育の推進</p> <p>ア 県、警察、自転車組合等関係機関・団体に組織する協議会、研修会に積極的に参加し、自転車利用者に対する効果的な交通安全教育手法の調査研究を行うほか、自転車の安全利用を推進するため指導者の育成に努める。</p> <p>イ 自転車安全指導員に対する教育指導を行い、指導員の資質向上を図る。</p> <p>(5) 自転車安全利用等における広報啓発活動の強化</p> <p>毎月1日（1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日）の自転車安全利用日、毎年5月に行われる自転車安全利用月間における広報啓発活動の強化</p> |
| <p>4 全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動の推進</p> | <p>2 交通安全自転車大会の開催</p> <p>(1) 交通安全子供自転車滋賀県大会の開催</p> <p>平成30年7月14日（土）、滋賀県立体育館で開催</p> <p>※事前に各地区大会を開催</p> <p>※当大会で優勝した学校（チーム）は、8月8日（水）東京で開催される全国大会に出場</p> <p>(2) 交通安全高齢者自転車滋賀県大会の開催</p> <p>平成30年10月18日（木）、守山市民体育館で開催</p> <p>※事前に各地区大会を開催</p> <p>1 広報啓発活動</p> <p>年間を通じ、「おうみの交通」等の広報媒体を活用した広報啓発活動の実施</p> <p>2 シートベルト・コンビンサー等を活用した啓発</p>  |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) シートベルト・コンビンサーを活用した出前型交通安全教室の開催</li> <li>(2) チャイルドシートの普及を図るための広報、啓発及び交通安全協会会員に対するチャイルドシート貸出しの実施</li> <li>(3) 幼稚園、産婦人科医院等におけるチャイルドシート普及のための出前型の体験講座の開催</li> </ul>   |
|  | <p>3 反射材の普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 反射材着用の促進を図るため、着用を促す反射材の作成に努めるとともに、反射材効果を体験できる反射材体験教室や反射材フェア等の積極的な実施</li> <li>(2) 官民一体で反射材の着用促進を図るため、新たに県下一斉反射材着用推進日設定に向けた働きかけ</li> <li>(3) 機関紙「おうみの交通」への掲載等による周知と着用促進</li> </ul>  |
| <p>5 飲酒運転の根絶を図るための「ハンドルキーパー運動」等の普及促進</p> | <p>1 広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 毎月第4金曜日の「飲酒運転根絶啓発日」及び「飲酒運転について考える日」に合わせた広報啓発活動の推進</li> <li>(2) ラジオスポット放送等の広報媒体を活用した広報啓発の推進</li> <li>(3) チラシ及び広報紙等による広報啓発の推進</li> </ul> <p>2 ハンドルキーパー運動の実施</p> <p>チラシ及び広報紙等により「ハンドルキーパー運動」を宣伝普及し県民への浸透定着化の促進</p> <p>3 体験型交通教室の開催</p> <p>飲酒体験ゴーグル等を活用した体験・実践型の交通教室の実施</p> |
| <p>6 交通安全推進出前講座の充実</p>                   | <p>交通安全教育チーム「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）」の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業・地域に対する交通安全講座の開催</li> <li>(2) 大津保護観察所の集団処遇対象者（保護観察中の交通事件対象者）に対する講師の派遣</li> </ul>  |
| <p>7 二輪車事故防止のための講習会等の開催及び指導員の育成</p>      | <p>1 交通安全講習等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二輪車安全運転講習の実施</li> </ul> <p>二輪車安全運転講習（ワンデー・スクール）の開催（年9回予定）</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(2) 二輪車安全運転滋賀県大会の開催<br/>平成30年5月12日（土）、運転免許センターにおいて開催</p>  |
|  | <p>2 二輪車安全運転指導員の指導・育成</p> <p>(1) 指導員資格審査を実施し、指導員の育成と充実<br/>※6月中に実施予定</p> <p>(2) 指導員の資質向上を図るため、二輪車特別指導員及び指導員に対する教育指導を実施</p> <p>(3) 二輪車安全運転推進委員会が実施する特別指導員審査の受講促進</p>  |
| <p>8 交通安全活動推進センター事業の推進</p>             | <p>滋賀県公安委員会の指定を受け、道路交通法に定める事業を実施する。</p> <p>1 適正な交通方法、交通事故防止、その他交通安全に関する広報・啓発活動</p> <p>2 道路使用に関する調査活動</p> <p>3 交通事故等の相談</p> <p>4 地域交通安全活動推進委員に対する委嘱式・研修会の開催（平成31年2月開催予定）と地域交通安全活動推進委員協議会への連絡調整等</p>   |
| <p>9 交通安全功労者・団体及び優良運転者等に対する表彰の適正具申</p> | <p>1 滋賀県交通安全協会会長表彰</p> <p>(1) 滋賀県警察本部長との連名表彰<br/>○交通安全功労者(団体) ○優良運転者 ○優良二輪車指導員</p> <p>(2) 協会長単名表彰<br/>○交通安全功労者(団体) ○優良運転者 ○優良二輪車指導員<br/>○特別交通安全功労者(団体)</p> <p>2 近畿交通安全協会協議会長表彰</p> <p>(1) 近畿管区警察局長との連名表彰<br/>○交通安全功労者 ○優良運転者</p> <p>(2) 協会長単名表彰<br/>○優良職員</p> <p>3 全日本交通安全協会会長表彰</p> <p>(1) 警察庁長官との連名表彰<br/>○交通安全功労者（「緑十字金章」、「緑十字銀章」）<br/>○優良運転者（「緑十字金章」、「緑十字銀章」）</p> <p>(2) 協会長単名表彰<br/>○交通安全功労者（「緑十字銅章」）</p> |

|                |   |
|----------------|---|
| 10 交通安全推進大会の開催 | <p>○優良運転者（「緑十字銅章」）</p> <p>○交通安全優良団体 ○優良学校 ○優良交通安全協会</p> <p>平成30年滋賀県交通安全推進大会の開催（県・県警・安協・安管の共催）</p> <p>1 日時 平成30年9月7日（金）午後1時30分から</p> <p>2 場所 守山市 守山市民ホール</p> |
|----------------|---|

第2 地区交通安全協会独自の交通安全対策事業への支援

| 実 施 項 目            | 実 施 細 目  |
|--------------------|--|
| 地域に密着した交通安全啓発活動の推進 | <p>県交通安全協会からの活動交付金及び一時交付金並びに各自治体の補助金及び地区賛助会費等の地区独自の財源を有効に活用し、平成30年度の重点項目について、自治体及び地元警察署と連携して、地域ぐるみの交通安全活動を積極的に展開して、交通事故のない地域社会の実現を目指す。</p> <p>1 地区重点活動の推進</p> <p>(1) 各期交通安全運動、交通安全強調日等における各地区ボランティア指導員による交通立番、街頭啓発活動の強化</p> <p>(2) 各地区支部役員によるふれあい祭り等への参画や自治会、町内行事へ出向いた交通安全啓発活動の推進</p> <p>(3) 地区独自の手作り啓発品等を活用した親しまれる街頭啓発活動の実施</p> <p>(4) 各地区における交通安全功労者、優良運転者、交通安全功労団体の表彰等の顕彰活動の強化</p> <p>2 県重点活動への取り組み</p> <p>(1) 高齢者及び子どもの交通事故防止</p> <p>ア 県交通安全協会の交通安全教育チームと連携した地区交通指導員による幼稚（保育）園、小学校、老人クラブ等への出前教室開催の促進</p> <p>イ 新入学（園）児を対象とした啓発グッズ等を活用した事故防止活動の促進</p> <p>ウ 各地区協会女性部員等による高齢者宅訪問指導活動の推進</p> <p>エ 通学路や生活道路の安全点検に参画し、交通危険場所への飛び出し防止看板やストップシート設置活動の推進</p> <p>(2) 歩行者と自転車の安全確保</p> <p>ア 歩行者を対象とした正しい道路横断等の周知徹底を図るため、街頭活動時の積極的な声かけの励行</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 通学路及び大型量販店等での自転車安全利用の呼びかけの実施</li> <li>ウ 「思いやりゾーン」、通学路や生活道路を活用した歩行者・自転車利用者対象の実践的な交通安全教室の開催</li> <li>エ 子供及び高齢者交通安全自転車地区大会の開催</li> <li>オ 歩行中、自転車乗用中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導</li> </ul> <p>(3) 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活道路等における交通危険箇所の点検・整備の実施</li> <li>イ 「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の呼びかけ</li> <li>ウ 交差点における交通立番など保護誘導活動の実施</li> <li>エ 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する広報啓発活動の実施</li> <li>オ 交差点での「止まる・見る・待つ」の呼びかけ</li> </ul> <p>(4) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自治体及び関係団体等と連携したシートベルト、チャイルドシート着用促進広報の強化</li> <li>イ 窓口来場者へのシートベルト啓発チラシ等の配布の徹底</li> <li>ウ 保育園、幼稚園等でのチャイルドシートの普及促進</li> </ul> <p>(5) 飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 警察署と連携したハンドルキーパー啓発活動の強化</li> <li>イ 交通パトロール隊の巡回広報による啓発活動の強化</li> <li>ウ 自治体及び地区安全運転管理者協会等と連携した飲酒運転根絶啓発の徹底</li> </ul> |
|--|--|

### 第3 受託事業

| 実 施 項 目    | 実 施 細 目  |
|------------|--|
| 1 運転免許関係業務 | <p>「免許事務処理要領」に基づき、運転免許センター、同米原分室及び各警察署において、下記の運転免許関係業務を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許申請（新規・併記免許・原付・特定失効・仮運転免許証）の受理事務</li> <li>2 限定解除及び条件解除の受理事務</li> <li>3 運転免許証更新申請の受理・交付事務</li> <li>4 運転免許証の再交付申請の受理・交付事務</li> <li>5 運転免許証記載事項変更届等の受理事務</li> <li>6 運転免許証の交付等の事務</li> <li>7 国外免許証の申請受理・交付の事務</li> <li>8 運転免許証の更新申請等に係る写真撮影に関する事務</li> </ol> |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>9 運転免許証の申請取消(返納)・運転経歴証明の受理・交付の事務等</p> <p>10 運転経歴証明書の記載事項の変更届の受理事務</p> <p>11 運転免許証の返納届の受理事務</p> <p>12 運転経歴証明書の返納届の受理事務</p> <p>13 運転経歴証明書の再交付申請の受理・交付事務</p> <p>14 運転免許証の更新申請に係る適性検査事務</p> <p>15 各種申請(届出)にかかる案内</p> <p>16 県民からの問い合わせ等の対応事務</p> |
| 2 運転免許更新及び違反者講習通知事務 | <p>運転免許更新者及び違反者講習受講者に対する通知はがきの郵送事務を行う。</p>   |
| 3 講習事務              | <p>1 停止処分者講習<br/>「停止処分者講習実施基準」等に基づき、運転免許センターで実施</p> <p>2 違反者講習<br/>「違反者講習実施基準」等に基づき、「社会参加を含む講習」及び「社会参加を含まない講習」を運転免許センターを拠点にそれぞれ実施</p> <p>3 原付講習<br/>「原付講習実施基準」等に基づいた講習を実施</p> <p>4 高齢者講習<br/>「高齢者講習等実施基準」等に基づき、運転免許センターで実施</p>                 |
| 4 自転車安全利用指導業務       | <p>「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく、自転車安全利用指導員による自転車交通安全教室等を実施するほか、あらゆる活動を通じて同条例の周知徹底を図る。</p>  |

#### 第4 収益事業

| 実施項目                 | 実施細目  |
|----------------------|---|
| 1 警察事務手数料収入証紙売りさばき事業 | 1 運転免許更新者、処分者講習受講者及び運転免許申請者等の利便を図るため、運転免許センター、同米原分室及び警察署において警察事務手数料収入証紙の売りさばき事業を行う。 |



|               |   |
|---------------|---|
| 2 運転免許申請用写真事業 | 2 安全運転管理者講習会場等における警察事務手数料収入証紙の臨時売りさばき事業を行う。<br>運転免許センター、同米原分室及び大津、草津、守山、近江八幡、東近江、彦根、高島の警察署において各種運転免許試験受験者及び国外運転免許申請者等を対象に証明写真を作成する事業を行う。                                  |
| 3 貸車事業        | 運転免許センターにおいて技能試験用車両の貸与業務を行う。  |
| 4 運転免許証郵送事務   | 1 警察署で更新運転免許証及び運転経歴証明書の郵送依頼を受け、運転免許センターで作成、交付された運転免許証を指定された場所に郵送する事務を行う。<br><br>2 経由更新（本県及び他府県受付）申請者の依頼を受け、申請者の居住地の交通安全協会に免許証郵送申込書を発送するほか、本県で作成交付された運転免許証を指定場所に郵送する事務を行う。 |

第5 協会活動への理解、支援を深める諸活動

| 実施項目           | 実施細目   |
|----------------|--|
| 1 評議員会、理事会等の開催 | <p>1 評議員会の開催<br/>当協会の事業計画、収支決算等重要案件を審議するため評議員会を年間2回以上開催する。</p> <p>2 理事会の開催<br/>当協会の業務の執行を決定し、円滑な推進を図るため、理事会を年間2回以上開催する。</p> <p>3 専門部会の開催<br/>公益財団法人として真に県民から支持される協会を確立するため、理事会に専門部会を設置し、各種の問題・課題について検討し問題解決を図る。</p> <p>4 業務執行理事会議の開催<br/>当協会の円滑かつ効率的な業務執行を行うため、定期的に業務執行理事に執行理事会議を開催する。</p> |
| 2 情報開示の実施      | 県協会のホームページ及びフェイスブックを随時更新し、協会の組織や活動状況、財務状況を公開し、透明性を確保するとともに   |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 3 個人情報の取扱い        | <p>に公益財団法人としての活動に理解と協力を求める。</p> <p>協会規定を遵守し、日常取扱う個人情報の適正管理を徹底する。</p>  |
| 4 職員研修の実施         | <p>窓口職員を対象とする研修会を年1回開催するほか、関係団体等が開催する研修会に出席するなどして、職員の能力、技能の向上、職務倫理及び法令遵守の徹底を図る。</p>   |
| 5 健全な財政基盤と組織体制の確立 | <p>1 会員の拡大</p> <p>(1) 免許更新申請者に対する親切な接遇</p> <p>更新手続きのための案内用マニュアルや案内表示板を見直すほか会場案内体制を強化し更新申請者の立場に立った親切な接遇に努める。</p> <p>(2) 会員特典制度の周知徹底</p> <p>県協会ホームページ及びデジタル案内板などの各種広報媒体を活用して、県民に「交通安全グッズ等のプレゼント制度」、「交通事故入院見舞金制度」及び「チャイルドシート無料貸出制度」などの会員メリット制度の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 積極的な活動広報</p> <p>交通安全協会の活動を積極的にPRして交通安全協会に対する理解を深めるとともに、免許更新申請の機会を利用して会員獲得のための声かけ活動を強化し会員拡大を図る。</p> <p>2 交通安全啓発品の販売促進</p> <p>受験のための交通関係教本や高齢者マーク、反射タスキ等の交通安全啓発品の販売促進に努める。</p> <p>3 健全な組織体制の確立</p> <p>事務負担等に応じた職員の適正配置及び適正処遇を推進し、事務の合理化、効率化を推進する。</p> <p>4 活動を支える人材の育成</p> <p>地域に根ざした交通安全活動を積極的に推進するため、専門部会主導による時代に適合した活動を検討し、ボランティアの確保と後継者の育成等を図る。</p> |
| 6 勤務意欲の向上         | <p>職場環境の改善と勤務意欲の向上を図る諸対策を推進し、協会職員の士気及び勤務実績の向上を図り、成績優良者に対しては積極的に顕彰を行う。</p>   |

別紙

1 年度を通じて実施する運動

| 運 動 名         |
|---------------|
| 近江路交通マナーアップ運動 |
| ハイビーム切替え運動    |
| 前照灯早め点灯運動     |

2 期間を定めて実施する運動

| 運 動 名                | 期 間                    |
|----------------------|------------------------|
| 春の全国交通安全運動           | 4月6日(金)～4月15日(日)10日間   |
| 夏の交通安全県民運動           | 7月15日(日)～7月24日(火)10日間  |
| 秋の全国交通安全運動           | 9月21日(金)～9月30日(日)10日間  |
| 年末の交通安全県民運動          | 12月1日(土)～12月31日(月)31日間 |
| 新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動 | 平成31年3月15日(金)～4月15日(月) |

3 交通安全強調日(月)

| 名 称                       | 実施日(月)               | 備 考                         |
|---------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 交通安全啓発日<br>自転車安全利用日       | 毎月1日                 | 1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日  |
| 近畿交通安全日<br>高齢者交通安全の日      | 毎月15日                |                             |
| シートベルト・チャイルドシート<br>着用啓発日  | 毎月20日                | 20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日 |
| 近江路交通マナーアップ運動             | 毎月25日                | 25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日 |
| ノーマイカーデー(公共交通機関<br>利用促進日) | 毎週金曜日                |                             |
| 飲酒運転根絶啓発日<br>飲酒運転について考える日 | 毎月第4金曜日              |                             |
| 自転車安全利用月間                 | 5月(1か月間)             | 自転車の安全利用啓発活動を実施             |
| 交通事故死ゼロを目指す日              | 4月10日(火)<br>9月30日(日) |                             |